

10月から東京都も『GOTO トラベル』の対象となり、少しずつ地方からのお客様が増えてきましたが、「地域共通クーポン」お取り扱いの申請の仕方がわかりづらいというお声を多くお聞きしましたので、簡単な申請のポイントを下記にまとめましたので、ぜひご参考にしてください。



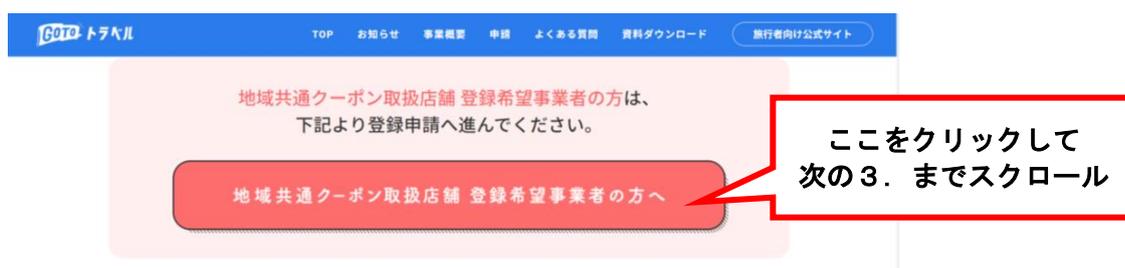
## 「地域共通クーポン」お取り扱い事業者向け申請のポイント編

1. インターネットサイトから必要な資料（特に記入例など）を印刷してください。  
申請方法は書類送付、オンラインいずれでも可能ですが、オンラインの場合は90分以内で申請を完了しないとリセットされますので、**事前の準備がポイント**となります。

まずはここにアクセス⇒ <https://biz.goto.jata-net.or.jp/>



2. 「地域共通クーポン取扱店舗 登録希望事業者の方へ」をクリック



3. 通常の飲食店や物販店の場合は、**パターン①**をクリック



4. ここで申請用の事前準備を始めます。「記入例」と「内容確認用のフォーム」の両方を印刷することを勧めます。実際に手書きで「申請フォーム」に記入してみてください。  
不明な点があれば、チェックしておき、後でまとめて《GO TO トラベル事務局》にお問い合わせしましょう。

オンライン申請に必要な情報・書類

オンライン申請の場合は、申請フォームに下記1～4（様式A～様式D）の書類の内容を入力し、下記5・6のファイルをアップロードいただけます。  
ご確認・ご準備のほどよろしくお願ひします。

1.地域共通クーポン取扱店舗登録申請書（必須）

■地域共通クーポン取扱店舗登録申請書（様式A）[記入例はこちら](#)

上記書面の内容を申請フォームにて入力いただけます。  
事前に[こちら](#)から内容をご確認ください。

法人の方は法人番号（13桁）が必須となります。申請フォームに入力いただけますので、ご確認・ご準備をお願いします。法人番号が不明の方は、[こちら](#)から検索できます。

「6.日本国内で事業を行っていることを公的に証明できる書類」の写真やPDF等を申請フォームにてアップロードいただけますので、ご準備をお願いします。

【様式A】  
令和2年8月31日

**記入例**

地域共通クーポン取扱店舗登録申請書

事業者名 (ない場合は個人名)	フリガナ: カゴトウツヨウジ 株式会社Go To 商事		
法人番号13桁 (ない場合はなしと記載)	1234567898765		
代表者氏名	フリガナ:	ミナト	ゴウト
	姓	港	豪人
住所	〒	123 - 4567	
	都道府県	市区町村・番地・建物等 東京都 東京都港区西新橋〇丁目〇-〇	
電話番号	03	- 1234	- 5678
FAX番号 (ある場合のみ)	03	- 1234	- 5679
ホームページ (URL) (ある場合のみ)	https://goto.jata-net.or.jp/		
氏名	フリガナ:	ミナト	ゴウト
	姓	港	豪人
部署名	営業部		

5. 提出書類及びその他添付書類
- ① (様式A) 登録申請書(上記書類)
  - ② (様式B) 登録希望店舗リスト
  - ③ (様式C) Go To トラベル事業 参加同意書(取扱店舗登録希望事業者提出用)
  - ④ (様式D) 口座確認書(事業者用)
  - ⑤ 口座番号を確認できる書類(通帳の写し、口座証明書等)
  - ⑥ 日本国内で事業を行っていることを公的に証明できる書類 (全ページ必要でない場合もありますので、必要なページなどを確認されることをお勧めします)
  - ⑦ 配送先の指定/上記事業者住所に一括配送もしくは各店舗住所宛に個別配送

2

登録希望店舗リスト (オンライン用)		【登録事項】	【店舗マッピング用の大区分】
<p>※1: 登録内容が変更された場合は、必ず登録内容変更履歴を記載してください。</p> <p>※2: 登録内容が変更された場合は、必ず登録内容変更履歴を記載してください。</p> <p>※3: 登録内容が変更された場合は、必ず登録内容変更履歴を記載してください。</p>			

3

【模式 C-1】

※地域共通クーポン取扱店舗登録希望事業者提出用

## 記入例

Go To トラベル事務局 御中

### Go To トラベル事業 参加同意書

Go To トラベル事業参加にあたり、以下の取組を実施することに同意いたします。

※下記ご一読の上、左側の  にチェック (✓) を入れてください。

**1. 感染症拡大防止策に係る取扱店舗の責務等**

(1) 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること

一般社団法人 日本フードサービス協会  
 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 (改正) に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン  
**※内閣府 新型コロナウイルス感染症対策HP 業種別ガイドラインを参照し、最も近い業種のガイドラインを記載してください。**  
 ※業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインから、準拠するガイドラインを選んで記入してください。  
 複数の業種にまたがる場合はすべて記載してください。また、直接的に該当するガイドラインがない場合は類似するガイドラインを記載してください。  
 なお、業種別ガイドラインについては、以下のリンク先の資料をご参照ください。  
<https://corona.go.jp/prevention/>

(2) 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守している旨を店頭など旅行者から見やすい場所又はホームページで対外的に公表すること。

(3) 行政からの要請 (新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成24年法律第31号) の規定に基づく営業自粛要請・時短営業要請等) に従うこと。

(4) 取扱店舗において従業員に感染者が出た場合や、取扱店舗を利用した旅行者等に感染者が出たことを把握した場合においては、その状況について、遅滞なく、事務局に報告を行うこと。

(5) (4)のほか、感染症や災害の状況を踏まえ、本事業の円滑な執行と観光庁が実施する感染症対策・災害対応の措置に協力すること。

6

### 日本国内で事業を行っていることを公的に証明できる書類

次に掲げる書類の中から1点をご用意頂き、その写しを添付してください。  
 以下のいずれの書類もご用意できない場合には、事務局 (コールセンター) までお問い合わせください。

①法人登記簿謄本 (現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)
②法人所在証明書・個人営業証明書
③開業届
④法人番号指定通知書
⑤法人納税証明書 (国税・地方税のいずれかの税目)
⑥確定申告書
⑦労災保険加入証明書
⑧全省庁統一資格審査結果通知書、地方自治体の入札参加資格認定通知書
⑨各種事業に係る許可を証明する書類 (旅館業営業許可書、飲食店営業許可書等)
⑩ (地方自治体等が運営する施設の場合) 施設概要書、当該施設の概要がわかる当該地方自治体等のホームページの写し

## 6. GO TO トラベル事務局 お問合せ先

### GoTo トラベル事務局

ご不明な点は下記の問い合わせ先、または画面右のチャットボットで対応させていただきます。  
 感染症拡大防止の観点から対面での受付・説明は行いませんので、あらかじめご了承ください。

**0570-017-345**  
 受付時間: 10:00~19:00 年中無休

**03-6747-3986**  
 受付時間: 10:00~19:00 年中無休

(作成: 墨田区観光協会)